

かつお、きはだ及びめばちに関する海外まき網漁業の資源管理協定

協定発効日 令和4年4月1日
改訂日 令和7年6月1日

(目的)

第1条 本協定は、かつお、きはだ及びめばちの管理に関して、当該水産資源の資源管理の目標の達成及び当該水産資源の管理区分の漁獲可能量の総量を超えないように効果的な資源管理の推進することを目的として、本協定に参加している者（以下「参加者」という。）により、当該水産資源に関して自主的な資源管理の目標を定め、当該資源管理の目標の達成のために具体的な取組を行うことで、もって当該水産資源の保存及び管理を図るものである。

(定義)

第2条 本協定において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 特定水産資源 資源管理基本方針（令和2年農林水産省告示第1982号）の別紙2-35 きはだ（インド洋協定海域）及び別紙2-41 めばち（インド洋協定海域）をいう。
- 二 特定水産資源以外の水産資源 資源管理基本方針（令和2年農林水産省告示第1982号）の別紙3-1 めばち（中西部太平洋条約海域）、別紙3-3 かつお（中西部太平洋条約海域）、別紙3-4 かつお（インド洋協定海域）及び別紙3-5 きはだ（中西部太平洋条約海域）をいう。
- 三 海外まき網漁業 漁業の許可及び取締り等に関する省令（昭和38年農林省令第5号）第2条第7号に掲げる大中型まき網漁業のうち、大中型まき網漁業の制限措置の公示の別記に掲げる操業区域9又は操業海区10を含むものをいう。
- 四 操業 第2条の一（特定水産資源）及び二（特定水産資源以外の水産資源）の水産資源の採捕及びそれに付随する探索、集魚その他これらに準ずる行為をいう。

(本協定の対象となる水域、水産資源の種類及び漁業の種類)

第3条 本協定の対象となる水域は、中西部太平洋条約海域及びインド洋協定海域とする。

- 2 本協定の対象となる水産資源の種類は、第2条第一号（特定水産資源）及び同条第二号（特定水産資源以外の水産資源）とする。
- 3 本協定の対象となる漁業の種類は、海外まき網漁業とする。

(資源管理の目標)

第4条 本協定における資源管理の目標は、資源管理基本方針別紙2-35、別紙2-41、別紙3-1、別紙3-3、別紙3-4及び別紙3-5に定める目標とする。

(資源管理の目標の達成のための具体的な取組)

第5条 前条の資源管理の目標の達成のための具体的な取組は、下表に掲げるところにより行うものとする。

	基本方針上の位置づけ	水産資源	取組内容
特定水産資源	別紙2-35	きはだ（インド洋協定海域）	・ 他漁業種類の団体との調整を踏まえ、協定参加者間の合意に基づき、当該協定参加者による漁獲上限を定め、遵守する。 ・ 漁業種類間の合意が得られた場合は、配分を融通する。 ・ 漁獲量の合計が、上記配分に基づく本資源の当該協定参加者による漁獲上限の80%に達した場合、残枠を該当海域で操業している漁船に個別配分する。
	別紙2-41	めばち（インド洋協定海域）	

特定水産資源 以外の水産資源	別紙 3-1	めばち（中西部太平洋 条約海域）	- 年間 45 日以上の日数を、入港休漁日とする。 - 協定発効の年から 5 年後に本資源の資源状態及び国際的な規制の動向に基づき、管理措置の見直しを行う。
	別紙 3-3	かつお（中西部太平洋 条約海域）	
	別紙 3-4	かつお（インド洋協定 海域）	
	別紙 3-5	きはだ（中西部太平洋 条約海域）	

（取組の履行確認に関する事項）

第 6 条 前条の具体的な取組の着実な実施を担保するため、全ての参加者に対して、少なくとも年 1 回、前条の具体的な取組の履行確認を行うこととする。

2 全ての参加者は、前項の履行確認に協力するものとする。

3 第 1 項の履行確認は、国に設置された資源管理協議会において行うこととする。

4 第 1 項の履行確認においては、特定水産資源に係る取組については、漁獲成績報告書などの客観的に履行確認可能な証拠により、特定水産資源以外の資源については、VMS の記録及び入港日及び出港日が確認できる書類（入港届等）を基に確認することとする。

（漁獲量等の漁獲関連情報の報告）

第 7 条 全ての参加者は、法第 30 条第 1 項、法第 52 条第 1 項（第 58 条において準用する場合を含む。）及び第 90 条第 1 項の規定に基づき、漁獲量又は漁獲努力量、資源管理の状況、漁業生産の実績等を農林水産大臣に報告するものとする。

2 全ての参加者は、協定の実施のために必要とされる履行確認や効果の検証等の情報を積極的に国及び資源管理協議会に報告するものとする。

（取組の効果の検証に関する事項）

第 8 条 第 5 条の具体的な取組の有効性を確認するため、本協定の有効期間の 2 分の 1 を経過した時及び当該有効期間の終了時に、本協定の取組の効果の検証を行うこととする。

2 前項の規定にかかわらず、資源管理の対象となる魚種の資源評価が行われた結果、資源管理基本方針において当該水産資源に重大な変更があった場合には、当該変更があった日から 1 年以内に検証を行うこととする。

3 前 2 項の検証は、直近の資源評価の結果及び前条で報告された情報その他参考となる科学的知見に基づき、国に設置された資源管理協議会において行うこととする。

（協定に違反した場合の措置）

第 9 条 参加者による資源管理の目標の達成のための具体的な取組、当該具体的な取組の履行確認への協力その他の本協定及び本協定の規定に基づく要領、規約等の内容に対する違反の疑義が認められた場合には、当該違反の疑義の内容について参加者間で調査及び協議することとする。

2 前項の調査及び協議の結果、違反したことが明らかになり、かつ、その違反の程度が重大なものであった場合には、全参加者の代理権を有する者は当該参加者の違反を国に申し出るとともに、当該参加者の本協定の遵守が要件となる国及び関係都道府県からの補助を受けることができないこととする。この場合において、当該補助を受けることができない期間は、違反をした年度及びその翌年度とする。

3 第 1 項の調査及び協議の結果、違反したことが明らかになり、かつ、その違反の程度が本協定の存続自体に影響を及ぼしかねない程の極めて重大なものであった場合には、当該参加者は本協定を脱退しなければならない。

4 第 1 項の調査及び協議の結果並びに前 2 項の違反の程度の認定の承認に当たっては、本協定の参加者の決議を経るものとする。

（協定への参加及び協定からの脱退）

第 10 条 全参加者の代理権を有する者は、本協定に参加しようとする者に対して、参加届出書により参加する旨の届出を行わせるものとする。この場合において、本協定への参加は、全参加者若しくは全参加者の代理権を有する者が当該参加届出書を受理した時点で行われるものとする。

2 参加者の住所又は氏名若しくは名称に変更が生じたときは、当該参加者は、全参加者の代理権を有する者に対して、変更届出書により当該変更の内容の届出を行うものとする。

- 3 参加者が本協定を脱退しようとする場合には、当該参加者は、全参加者の代理権を有する者に対して、脱退届出書により当該協定からの脱退を申し出るものとする。この場合において、本協定からの脱退は、全参加者の代理権を有する者が当該脱退届出書を受理した時点で行われるものとする。

(協定の有効期間)

第 11 条 本協定の有効期間は、協定締結の日から 5 年間（令和 4 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日まで）とする。

(議決権及び決議)

第 12 条 本協定の参加者の議決権は、1 参加者につき 1 票を有するものとする。

- 2 本協定の決議は、次項各号に掲げる事項を除き、議決権の過半数をもって行うものとする。
- 3 次の各号に掲げる事項の決議は、それぞれ当該各号に定める議決権をもって行うものとする。
- 一 第 9 条第 4 項の調査及び協議の結果並びに違反の程度の認定の承認 議決権（当該違反をした参加者の有するものを除く。）の 3 分の 2
 - 二 本協定の変更並びに本協定の規定に基づく要領、規約等の制定、変更及び廃止 議決権の 3 分の 2
 - 三 本協定の廃止 議決権の 5 分の 4
 - 四 農林水産大臣に対する法第 126 条第 3 項の規定による必要な措置の求め 全議決権

(全ての参加者の代理権を有する者の機能及び経費の負担)

第 13 条 全ての参加者の代理権を有する者は、次の各号に掲げる事務を行うものとする。

- 一 資源管理の目標の達成のための具体的な取組の履行確認及びその効果の検証に関する事務、協定に違反した参加者に対する措置に関する事務、協定への参加及び協定からの脱退に関する事務その他の本協定に定める事項を実施するために必要な事務
 - 二 法及び漁業法施行令（昭和 25 年政令第 30 号）の規定に基づく報告、申請及び届出（本協定の手続を経たものに限る。）に関する事務
 - 三 その他本協定の手続において全ての参加者の代理権を有する者に委任することが決議された事務（訴訟及び不服申立てを除く。）
- 2 全ての参加者の代理権を有する者は、本協定の手続を経た事項について、全ての参加者のうち任意の者に当該事項の履行に関する代理権を付与することができる。
- 3 全ての参加者の代理権を有する者は、第 1 項の事務を行うに当たり必要な経費を参加者から徴収することができるものとする。
- 4 本協定に係る事務手続きについては、一般社団法人海外まき網漁業協会が処理するものとする。

(その他)

第 14 条 本協定に定めのない事項については、参加者間で協議し、決定するものとする。

附 則

本協定は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

改訂協定は、令和 7 年 6 月 1 日から施行する。

(本協定の参加者)

別紙、海外まき網漁業資源管理協定参加者名簿のとおり

(以上)